持込時の点検表

所有会社名	代表社名
	㊞

移動式クレーン等

		点検事項	点検結果 (a)	点検結果 (b)
A クレーン上部（上部旋回体）	安全装置	巻過防止装置		
		過負荷防止装置		
		フックのはずれ止め		
		起伏制御装置		
		旋回警報装置		
	制御装置・作業装置	主巻・補巻		
		起伏・旋回		
		クラッチ		
		ブレーキ・ロック		
		ジブ		
		滑車		
		フック・バケット		
		ワイヤロープ・チェーン		
		玉掛用具		
	その他	操作装置		
		性能表示		
		照明		
B 車輌部（下部走行体）	走行部	ブレーキ		
		クラッチ		
		ハンドル		
		タイヤ		
		クローラ		
	安全装置	警報装置		
		各種ミラー		
		方向指示機		
		前後照灯		
		左折プロテクター		
		アウトリガ		
		昇降装置		
		ベッセル		
		後方監視装置		
C ゴンドラ		突りょう		
		作業床		
		昇降装置		
		電気装置		
		ワイヤ・ライフライン		
(a)	点検日	年 月 日	点検日	印

車両系建設機械等

		点検事項	点検結果 (a)	点検結果 (b)
D 安全装置	各種ロック	旋回		
		バケット		
		ブーム・アーム		
		警報装置		
		アウトリガ		
		ヘッドガード		
		照明		
E 作業装置		操作装置		
		バケット・ブレード		
		ブーム・アーム		
		ジブ		
		リーダ		
		ハンマ・オーガ・バイブロ		
		油圧駆動装置		
		ワイヤロープ・チェーン		
		つり具等		
		滑車		
F 走行部		ブレーキ		
		駐車ブレーキ		
		ブレーキロック		
		クラッチ		
		操縦装置		
		タイヤ・鉄輪		
		クローラ		
G 電気装置		配電盤		
		配線		
		絶縁		
		アース		
H その他		船体		
		機関		
		ウインチ・アンカー		
		電気装置		
(b)	点検日	年 月 日	点検日	印

機械名

1 ,ｸﾚｰﾝ
2 ,移動式ｸﾚｰﾝ
3 ,ﾃﾞﾘｯｸ
4 ,ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ
5 , 建設用ﾘﾌﾄ
6 , 高所作業車
7 ,ｺﾞﾝﾄﾞﾗ
8 ,ﾌﾞﾙ･ﾄﾞｰｻﾞｰ
9 ,ﾓｰﾀｰ･ｸﾞﾚｰﾀﾞｰ
10,ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ
11,ずり積機
12,ｽｸﾚｰﾊﾟｰ
13,ｽｸﾚｰﾌﾟ･ﾄﾞｰｻﾞｰ
14,ﾊﾟﾜｰ･ｼｮﾍﾞﾙ
15,ﾄﾞﾗｸﾞ･ｼｮﾍﾞﾙ
（油圧ｼｮﾍﾞﾙ）
16,ﾄﾞﾗｸﾞﾗｲﾝ
17,ｸﾗﾑｼｪﾙ
18,ﾊﾞｹｯﾄ堀削
19,ﾄﾚﾝﾁｬｰ
20,ｺﾝｸﾘｰﾄ圧砕機
21,くい打機
22,くい抜機
23,ｱｰｽ･ﾄﾞﾘﾙ
24,ﾘﾊﾞｰｽ･ｻｰｷｭﾚｰｼｮﾝ･ﾄﾞﾘﾙ
25,せん孔機
26,ｱｰｽ･ｵｰｶﾞｰ
27,ﾍﾟｰﾊﾟｰ･ﾄﾞﾚｰﾝ･ﾏｼﾝ
28,地下連続壁施工機械
29,ﾛｰﾗｰ
30,ｸﾛｰﾗﾄﾞﾘﾙ
31,ﾄﾞﾘﾙｼﾞｬﾝﾎﾞ
32,ﾛｰﾄﾞﾍｯﾀﾞｰ
33,ｱｽﾌｧﾙﾄﾌｨﾆｯｼｬｰ
34,ｽﾀﾋﾞﾗｲｻﾞ
35,ﾛｰﾄﾞﾌﾟﾚｰﾅ
36,ﾛｰﾄﾞｶｯﾀｰ
37,コンクリート吹付機
38,ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾏｼｰﾝ
39,重ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ
40,ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ
41,ﾄﾞﾗｯｸﾐｷｻｰ
42,散水車
43,不整地運搬車
44,ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車
45,その他

（注）
1.持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社（貸与を受けた会社が下請の場合はその会社）の代表者が所長に届け出ること。
2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ レ 印を記入すること。
3. 自社の点検表にて点検表を貼付する。（転機の必要はなし）
4. 機械名1，から6，まではA，B欄を、7，はC欄を、8，から38，まではD，E，F，G欄を、38，から43，まではB欄を、44，はB，D，E欄を使用して点検すること。
5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)の欄を利用すること。